

「二国間クレジット制度（JCM）に係るパリ協定に基づく締約国による承認の手続き（案）
及びJCMに係る相当調整の手続き（案）」に対する意見募集の結果について

令和4年3月18日
環境省地球環境局地球温暖化対策課
市場メカニズム室

令和4年2月4日（金）から令和4年3月5日（土）まで「二国間クレジット制度（JCM）に係るパリ協定に基づく締約国による承認の手続き（案）及びJCMに係る相当調整の手続き（案）」（以下、「本案」。）に対する意見募集を行い、その結果を以下の通り取りまとめましたので、公表します。併せて、修正後の本案も公表しますので、御参照ください。なお、本案は経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省との共管ですが、意見募集手続は環境省が代表して行っております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- ・募集期間：令和4年2月4日（金）～ 令和4年3月5日（土）
- ・実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 御意見の件数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム・電子メールによるもの：2件
- ・郵送によるもの：0件

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室
電話：03-5521-8246（直通）

(別紙)

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>「二国間クレジット制度 (JCM) に係るパリ協定に基づく締約国による承認の手続き (案)」では、2 行目から 3 行目にかけて以下記載があります。</p> <p>「パリ協定第 6 条 3 項及び第 6 条 2 項協力的な取組に関するガイダンス」</p> <p>一方で、「二国間クレジット制度 (JCM) に係る相当調整の手続き (案)」では、6 行目から 7 行目にかけて以下記載があります。</p> <p>「パリ協定第 6 条 3 項及び第 6 条 2 項協力的取組に関するガイダンス」</p> <p>2 つの文書において「協力的な取組」と「協力的取組」の表現が異なりますが、同じものを指すのであれば、記載を統一すべきではないでしょうか。</p>	<p>パリ協定外務省訳に従い、「協力的な取組」で統一いたします。</p>

※このほか、本件とは直接関係しない御意見を 1 件承りました。